

## ～税務のチェックポイント Q&A16～

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

### 『質問』

#### 使途不明金に係る仕入税額控除の対象の有無について

##### 《内容》

当税理士事務所の関与先のA社は、家内工業の中小法人で代表者の妻が一人で多忙な状況において経理を担当しており、今期の法人税の課税所得の計算に当たって使途不明金がありました。このような使途不明金は、法人税の課税所得の計算においては損金の額に算入されないことも懸念されます。

ところで、消費税の計算にあっても、使途不明金は仕入税額控除の対象にならないのでしょうか。もし対象にならないとすれば、その理由は法人税と同じことなのでしょうか。

### 『答』

法人税の取り扱いにおいては、使途不明金は支出の内容、支出の相手方、支出の時期が不明であり、その損金性の確定ができないことから損金不算入とされています。

これに対し、消費税法上、使途不明金は所定の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存がないこととなりますので、仕入税額控除の対象にすることはできません。

### (解説)

1 法人税の取り扱いにおいては、法人が交際費、機密費、接待費等の名義をもって支出した金銭でその費途が明らかでないものは、所得金額の計算上、損金の額に算入することはできません（法基通9-7-20）。

また、法人税には、使途秘匿金課税があります。すなわち、法人が使途秘匿金の支出をした場合には、各事業年度の所得に対して納付すべき法人税額にその使途秘匿金の支出額の40%相当額を加算して納付しなければなりません（措法62）。その使途秘匿金の支出とは、相当の理由がなく、支出の相手方の氏名（名称）、住所（所在地）及びその事由を帳簿書類に記載していないものをいいます（措法62②）。これは、名称は違いますが、その内容は上述の使途不明金と同じです。

2 これに対し、消費税では、使途不明金は、仕入税額控除の適用要件である相手方の氏名（名称）や資産・役務の内容等が記載された帳簿及び請求書等の保存がないことになることから、仕入税額控除の適用を受けることはできません（消基通11-2-23）。

なお、消費税には、法人税のような、使途秘匿金課税はありません。

3 このように、使途不明金について、法人税では正に使途がわからないから、損金性が否定されるという、実質論によっていると考えられます。

これに対し、消費税は、使途不明金の性格上、所定の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存という要件を満たすことができないから、仕入税額控除の対象にならないという形式論によっていると考えられます。

#### 〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。